

## 8. 介護関連施設・事業の整備及び運営について

### 地域介護・福祉空間整備等交付金の見直し等について

以下の（ア）及び（イ）に記載する事項は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更がありうる。

なお、事業内容の詳細については関係法律・省令・告示が改正された後、実施要綱にてお示しする予定である。

#### ア. 地域介護・福祉空間整備等交付金（ハード交付金）

##### （ア）地域介護・福祉空間整備交付金（継続）

各市区町村が作成する、日常生活圏域を単位とした最長3カ年の面的整備計画に助成する本交付金について、平成18年度においても、対象施設・配分基礎単価は平成17年度と基本的に同様とする予定である。

ただし、平成18年度においては、平成17年度よりも協議数が格段に増加することが想定されるため、市区町村間の公平に留意しつつ、より多くの計画を採択することができるよう、各市区町村からの協議に当たっては、

- ① 各市区町村の65歳以上人口の規模に応じた協議枠を設定する、
- ② 1計画当たりの交付限度額を引き下げる、
- ③ 計画が複数年度にわたる場合、初年度の進捗率（交付予定額ベース）は原則として50%以上とする、

との条件を設けることを検討している。（詳細は別紙1の（案）参照）

また、以上により協議があった各計画については、採択指標（平成17年度は別紙2のとおり。）による評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に採択することとしている。

##### （イ）先進的事業支援特例交付金（新規）

本交付金は、市区町村全域を単位とし、毎年度、上記（ア）の計画とは別に作成する整備計画に対し交付するものとする。

交付対象事業としては、以下の事業を検討している。

- ① 既存の特別養護老人ホームを個室・ユニット化するための改修事業、虐待や疾病による容態の変化等要介護者の急なサービスの利用ニーズに対応するための緊急ショートステイ居室の整備事業、市区町村が提案する事業、その他の先進的と認められる事業（具体的な項目については検討中）。
- ② この外、介護療養病床を老人保健施設等に転換整備する事業、防災上必要となる設備を設置するための改修事業についても、本交付金の対象とすることを検討中。

## イ. 地域介護・福祉空間推進交付金（ソフト交付金）

本交付金の執行に当たっては、現行の「地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱」の一部改正により対応することとなるが、対象事業の内容は上記ア（ア）の市町村整備計画に記載することとし、予算の範囲内において、上記ア（ア）の地域介護・福祉空間整備交付金と一体的に採択することを基本とする。

交付対象事業については、以下の事業を検討している。

- ① 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な設備等を整備する事業
- ② 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ③ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のため、地域における包括的なサービスを推進する事業 等

## ウ. 高齢者関連施設のアスベスト対策について

### （ア）アスベスト使用実態調査

平成17年8月1日付け通知に基づき、平成8年度以前に竣工した社会福祉施設等を対象に実施した全国調査の最終報告（平成17年11月29日公表）を行ったところである。

さらに、その後の措置状況について、平成18年2月13日に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査報告について(フォローアップ)」を公表したところである。

なお、アスベストにかかる今後の具体的な対応等については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後

の対応について」(平成17年11月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)及び「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(フォローアップ)の報告結果の公表及び今後の対応について」(平成18年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)等に基づき、

- ① 未回答施設への継続的かつ強力な指導
- ② 分析調査中の施設への対応
- ③ アスベストを有する施設等に対する除去等の早期実施、アスベストの安全管理等についての指導の徹底
- ④ 追加調査で措置予定又は未定と回答した施設に対する措置状況の把握

等、引き続き適切な対応をお願いしたい。

なお、今後も、適切な時期にフォローアップを行うこととしているので、ご了解願いたい。

#### (イ) 厚生労働省における吹付けアスベスト等の除去等に対する支援対策

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成17年度補正予算(平成18年2月3日成立)において、飛散によりばく露のおそれがあるアスベスト等の除去等に必要な経費を、平成17年度に交付金化された高齢者関連施設も含めて「社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金」に計上したところであり、各都道府県市から提出していただいた平成17・18年度の除去等の計画に基づき執行する予定である。

#### エ. 高齢者関連施設の耐震化対策の推進について

高齢者関連施設の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているものと考えているが、今般、同法が一部改正され、指導等が更に強化されたところである。

今後、同法に基づき都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、高齢者関連施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となる。

これを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して十分指導願いたい。

なお、これらの事業の実施に当たっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について」(平成18年2月15日付雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局とも連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」の活用を図るなど、適切に対応願いたい。(国土交通省住宅局建築指導課と調整済)

#### オ. 被災施設の災害復旧について

被災した高齢者関連施設の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費負担(補助)金」により支援してきたところであるが、地域における重要な防災拠点として、また、「大規模災害における応急救助の指針について」(平成9年6月30日付社援保122号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)による「福祉避難所」としての位置付けを有していることに鑑み、早期の復旧を図るため、

- ① 平成17年度から交付金化された高齢者関連施設
- ② 平成18年度から税源移譲することとした都道府県交付金対象施設
- ③ 過去に社会福祉施設等施設整備費の補助対象であった施設
- ④ 過去に保健衛生施設等施設整備費の対象であった高齢者関連施設

についても、平成17年度までと同様に「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象とする方向で検討中であるので、ご了承ください。

# 平成18年度における市町村整備計画の協議について(案)

介護保険法改正法の施行を受け、地域密着型サービスが開始されることにより、平成18年度の市町村交付金に係る協議予定額が予算額を大幅に上回ることが予想されるため、一定の採択水準を確保する観点から、以下の見直しを行う。

## ① 交付限度額の引下げ

市町村交付金の1計画当たりの交付限度額については、平成17年度の採択実績等を勘案し、引下げを行うこととする。 → (案) 公的介護施設等の面的整備事業については、交付限度額1億円を7千万円に引き下げる。(設備整備等事業については+α)

### 公的介護施設等の面的整備事業

市町村整備計画記載の全事業に係る下表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。  
ただし、実際の総事業費の範囲内とし、7千万円を上限とする。  
※ 国の財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額に加算する。

事業区分	配分基礎単価
● 地域密着型サービスの拠点	検討中
小規模多機能型居宅介護	
小規模の特別養護老人ホーム	
1ユニット	
2ユニット以上	
小規模のケアハウス(特定施設)	
1ユニット	
2ユニット以上	
小規模の老人保健施設	
認知症高齢者グループホーム	
認知症対応型デイサービス	
夜間対応型訪問介護事業	
● 介護予防拠点	
● 地域包括支援センター	
● 生活支援ハウス	
● 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成	

### 設備整備等事業

市町村整備計画記載の全事業に係る下表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

事業区分(例示)	配分基礎単価
● 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な設備等を整備する事業	検討中
● 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業	
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	

## ② 各市区町村ごとの協議枠の設定

採択件数が特定の市区町村に偏ることを避けるため、各市区町村ごとに協議できる市町村整備計画数(既に複数年度計画として協議しているものを含む。)は、次に掲げる数の範囲内とする。

- |                                     |                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 管内65歳以上人口が 2,500人未満…………… 1計画      | ⑤ 管内65歳以上人口が25,000人以上50,000人未満…… 7計画 |
| ② 管内65歳以上人口が 2,500人以上 5,000人未満… 2計画 | ⑥ 管内65歳以上人口が50,000人以上…………… 10計画      |
| ③ 管内65歳以上人口が 5,000人以上10,000人未満… 3計画 | ⑦ 中核市…………… 15計画                      |
| ④ 管内65歳以上人口が10,000人以上25,000人未満… 5計画 | ⑧ 指定都市…………… 厚生労働大臣が認めた計画数            |

## ③ 進捗率に係る要件

平成19年度以降への継続を前提とした市町村整備計画については、原則として平成18年度(初年度)の交付予定額が全体の1/2を上回るものとする。  
※ ただし、介護予防拠点を盛り込んだ整備計画については、この限りではない。

## 平成17年度市町村交付金採択指標

## 1 客観的指標

	内 容	評価点
指標1	当該市町村における65歳以上人口の平成17年から平成27年までの増加率	平均点を50点として点数化(偏差値化) ※各指標ごとの評価点を合計し、3で除したものを客観的指標の評価点とする
指標2	計画の区域における65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の夫婦のみの世帯の割合(当該年4月1日現在)	
指標3	計画の区域における介護保険3施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。)及び介護専用の居住系サービス(認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設(地域密着型特定施設を含む。))の総定員の要介護2以上の認定者数に対する割合(当該年4月1日現在)	

## 2 政策的指標

	内 容	加算点
指標4	地域密着型サービスの整備を中心としていること ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護を整備する場合	最 高 2 点
指標5	サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 (1) サービス提供に当たっての連携体制 日常生活圏内の関係団体・サービス事業者等で形成される協議会等サービス提供のための連携の場が開催されること (2) 事業者の資質向上のための取組 関係団体等による資質向上のための研修会等が定期的に行われること	最 高 2 点
指標6	既存資源を活用すること ・次のような既存資源の活用が図られる場合 (例) 公民館等の公共施設の一部、保育所等の空き教室、商店街の空き店舗、企業の寮などの遊休施設 等	最 高 2 点
指標7	元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 (1) 地域の元気な高齢者等や地域住民等の参画 シルバー人材センターとの連携、ボランティア活動などを通じて、地域の高齢者、障害者、地域住民等の参画が図られること (2) 地域に開かれた運営 地域住民と利用者の交流の機会が設けられている、施設の職員による地域住民への介護教室・出前講座の開催、グループホームでの認知症窓口相談が行われる等、地域に開かれた運営が行われること	最 高 2 点
指標8	未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施していること ・当該市町村が、在宅と施設の連携(ホームシェアリング)、認知症高齢者ケアの充実(地域見守りサービス)、権利擁護(成年後見制度を利用するための受け皿づくり等)その他の未来志向又は先駆性の高い事業を実施している場合	最 高 2 点
指標9	給付適正化事業を実施していること ・当該市町村が地域支援事業等による給付適正化事業を実施している 場合	最 高 1 点
指標10	内閣府による地域再生計画の評価結果等の反映 ・「地域再生推進のためのプログラム2005」(平成17年2月15日地域再生本部決定)による地域再生計画の評価結果を反映(平成18年度から実施予定) ・平成17年度においては、平成16年6月に各市町村から提出された地域再生計画であって本交付金の目的に照らして適当と認められる場合	最 高 2 点

※ 予算の範囲内で、客観的指標の評価点と政策的指標の加算点を加えた総合点に基づき、順位の高い市町村整備計画から順に採択する。

## 養護老人ホームの見直しについて

2月下旬の全国介護保険担当課長ブロック会議において、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正案についてお示ししたところである。今後お示しする入所措置及び措置費の取扱いに関する技術的助言の中で、平成18年度から新たに設ける事項又は変更する事項として、以下の事項を考えている。

なお、最終的な内容は調整中であり、今後変更があり得る。

### 1. 入所措置基準について

- 改正後の老人福祉法第11条第1項第1号に規定する「環境上の理由」とは、在宅において生活することが困難であると認められる様々な理由をいうこと。
- 入所判定委員会の開催は、当該入所措置に係る養護老人ホームの求めに応じて開催することができるものとする。
- 虐待を受けている高齢者への措置が円滑に行われるようにするため、養護老人ホームへの入所措置基準の一つとして、高齢者虐待を受けている場合を明確に位置付けること。

### 2. 措置費基準について

- 事務費単価等については、現在検討中である。
- 新たに設ける予定の加算は、次のとおりである。

#### (1) 障害者等加算

加算対象者(※)が入所定員の一定割合以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設において、加算対象者ごとに加算する。

#### (※)加算対象者

入所者のうち、要支援、要介護非該当者であり、かつ、長期間の援護を要する者として、市町村長が適当と認めたもの

(例) アルコール中毒患者、知的障害者等であって、常時又は随時の援護を必要とする者等

#### (2) 夜勤体制加算

夜勤体制を取っている施設に対して加算する。

#### (3) 老人短期入所加算

原則として要支援、要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等によ

り、在宅において生活することが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者を入所させた場合に加算する

(4) 介護サービスに係る利用者負担加算

養護老人ホームの入所者が介護保険サービスを利用した場合、その利用に係る利用者負担の一部について加算する。

(5) 高度処遇加算

入所者に対する処遇の向上を図るため、質の高い取組を行っている施設に対し加算する。

(例)

- ・ 職員体制や施設の運営体制等において個別ケア実現のための特別の取組を行っている場合
- ・ ソーシャルワーク機能の強化に資する教材を購入し、すべての生活相談員に対し研修を実施している場合
- ・ 事故防止に資する業務マニュアルの作成など、危機管理（リスクマネジメント）に関する取組を行っている場合

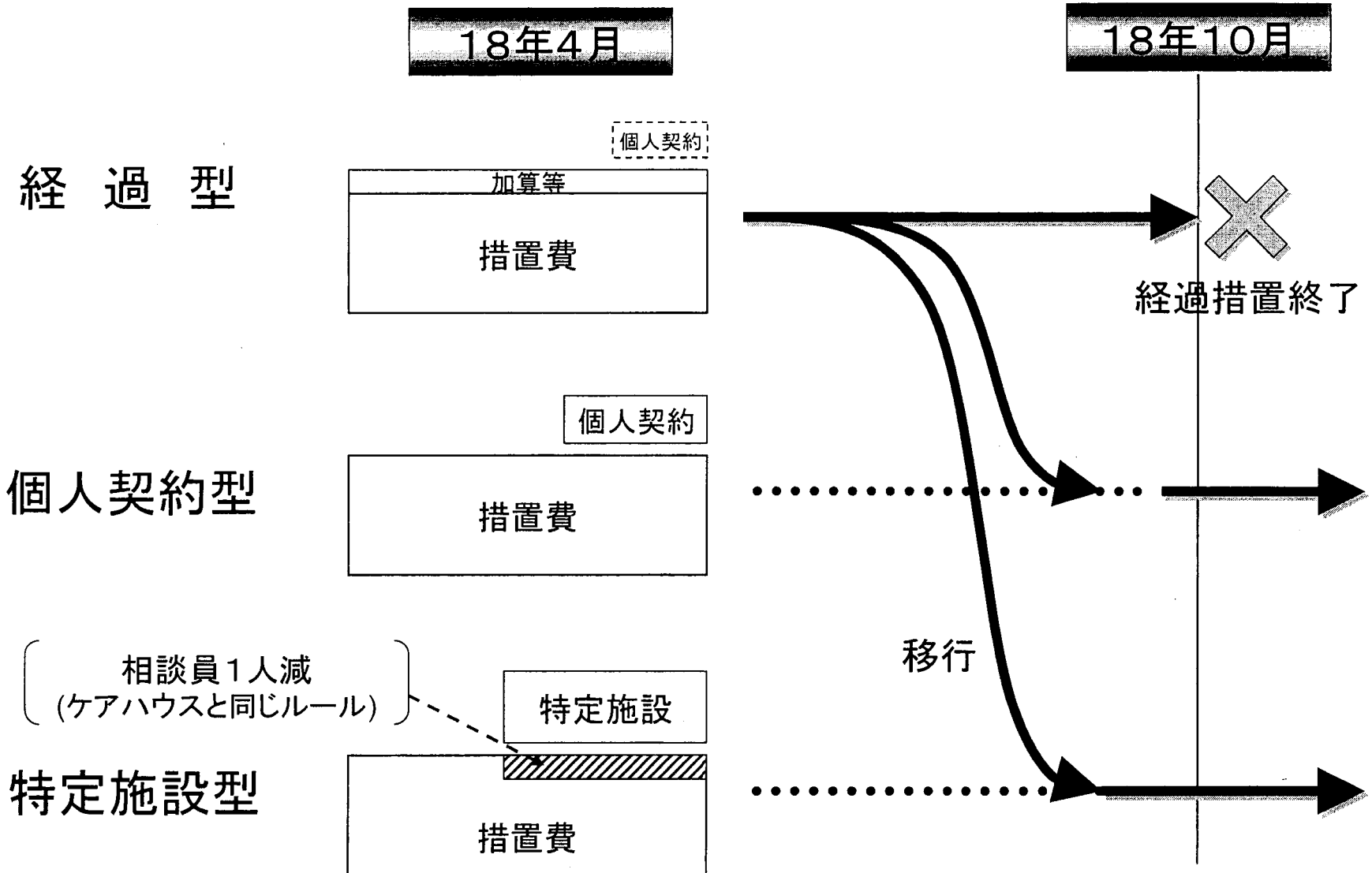
### 3. 介護保険給付の適用について

- 介護保険の適用と措置費の関係については別紙のとおり。
- 現在国会において審議が行われているいわゆる三位一体関連法案においては、混合型特定施設（介護専用型以外の特定施設）の指定拒否制度の創設が盛り込まれており、養護老人ホームが外部サービス利用型特定施設の指定を受ける場合もこの取扱いの対象となるところであるが、各都道府県におかれては、今回の養護老人ホームの見直しの趣旨にも留意し、地域の実情やニーズを十分に把握した上で、適切な制度適用をお願いしたい。



# 18年4月以降の措置費の取扱いについて

○ 外部サービス利用型特定施設の指定を受けない養護老人ホームについては、平成18年9月30日までの間は、経過的に、平成17年度の措置費体系を適用することができることとする。(国の技術的助言としての対応)



(別紙)

## 養護老人ホームの最低基準等に係るQ & Aについて

- 養護老人ホームの最低基準及関係諸通知については、現在、改正作業中であるが、老人保護措置費等に係る取扱い等について、多数照会が寄せられているところであり、特に配慮が必要なものについて現時点における考え方を整理したので、参考とされたい。

Q 1 老人福祉法第11条第1項第1号では、養護老人ホームへの入所要件として経済的理由を規定し、当該事由を満たす要件として政令で市町村民税所得割非課税者であること等が規定されているが、税制改正により平成18年度の住民税が課税となった場合、既に措置されている者の取扱いはどのようなになるのか。

A.

- 経済的理由については、老人福祉法施行令第2条第2号に規定する市町村民税所得割非課税であることのほか、同条第3号において、「災害その他の事情により当該65歳以上の者の属する世帯の生活が困窮していると認められる」場合も含まれている。
- 今般の税制改正により、市町村民税の課税対象となった場合であっても、各市町村長の判断により引き続き措置の必要があると認められる場合には、同号を適用することにより適切に対応すべきものと考えている。

Q 2 養護老人ホーム入所者による介護サービスの利用に伴う1割負担について、費用徴収に係る入所者の対象収入の算定に当たり必要経費として取り扱うこととしてよろしいか。

また、通所介護等を利用した際の食費、日常生活費等について、取扱いはどのようなになるのか。

A.

- 介護サービスの利用に当たり、入所者自身が負担している額については、老人保護措置費の費用徴収において、必要経費として控除する

こととするが、介護サービス費に係る一部負担以外の食費及び日常生活費等の負担については、必要経費に含まれない。

- なお、当該解釈について、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の改正を行う予定である。

Q3 平成17年10月の介護保険制度改正により、特別養護老人ホームにおける食費及び居住費について保険給付の対象外とされたところであるが、やむを得ない措置に係る費用の算定において、当該部分の取扱いはどのようなになるのか。

A.

- 食費及び居住費については、特別養護老人ホームの利用により必然的に発生する費用であり、法第21条第2号の2に規定する措置に要する費用の中に含まれるものである。
- なお、当該解釈について、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）の改正を行う予定である。